

重要事項説明書

【介護老人福祉施設】

社会福祉法人 瑞光会

袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム

袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム
重要事項説明書

あなたに対する介護福祉施設サービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令39号4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者の概要

事業主体名	社会福祉法人 瑞光会
主たる事務所の所在地	東京都江戸川区瑞江1-3-12
法人種別	社会福祉法人
代表者の氏名	小川 實
電話番号	03-3679-3759

2. ご利用施設

施設の名称	袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム
施設の所在地	千葉県袖ヶ浦市野里1452-4
都道府県知事指定番号	1273400497
施設長の氏名	高野 圭介
電話番号	0438-60-5566
ファクシミリ番号	0438-60-5587

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	都道府県知事の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
【瑞穂特養ホームショートステイ】 短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	平成 30年 3月 1日 平成 26年 5月 1日	1273400489	10名
【瑞穂デイサービスセンター】 通所介護 第1号通所事業	平成 30年 3月 1日	1273400471	20名

4. 施設の目的と運営の方針

施設の目的	適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供するとともに、利用者の心身における健康の維持、生活の安定を図る事を目的とする
運営の方針	施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能回復訓練及び療養上の世話を行なうことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指す。

5. 施設の概要

敷地	9591.99㎡	
建物	構造	鉄骨造4階建
	延床面積	3515.26㎡
	利用定員	50名

(1) 居室

居室の種類	室数	1人あたり面積
1人部屋	50室	13.20㎡～13.51㎡

(2) 主な設備

設備の種類・数	面積
食堂 5箇所	78.54㎡
一般浴室	22.50㎡
特殊浴室	28.01㎡
医務室	13.59㎡
便所 (2階 2箇所 3階 3箇所) (ウオシュレット設備の有無) ※各階脱衣室便所あり	4.4㎡

6. 職員体制

従業者の職種	員数	区分				常勤換算後の人員	指定基準	保有資格
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
施設長	1	1				1	1（常勤）	介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉主事
医師	1			1			必要数（非常勤可）	医師免許
生活相談員	1	1				1	入所者数が100またはその端数を増すごとに1以上（常勤）	社会福祉主事 介護福祉士
介護職員	19以上	18		17		28	介護職員と看護職員の総数は、常勤換算方法で入所者の数が3またはその端数を増すごとに1以上。	介護福祉士 ヘルパー2級 初任者研修
看護職員	2以上	3		2		4.2	1人以上は常勤。 ①入所者30未満・・・常勤換算で1以上 ②入所者30以上50未満・・・常勤換算方法で2以上 ③入所者50以上130未満・・・常勤換算方法で3以上	正看護師2名 准看護師3名
栄養士	1	1				1	1以上（ただし、入所定員が40人を超えない施設にあたっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは配置しないことができる。）	管理栄養士
機能訓練指導員	1		1			1	1以上	看護師
介護支援専門員	1		1			1	1以上（入所者数が100またはその端数を増すごとに1を標準とする。）常勤。	介護支援専門員

7. 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
施設長	正規の勤務時間帯（午前8：30～午後5：30）常勤で勤務	4週8休
生活相談員	正規の勤務時間帯（午前8：30～午後5：30）常勤で勤務	4週8休
介護職員	早番（午前6：30～午後3：30）日勤（午前8：30～午後5：30） 遅番（午前11：00～午後8：00）夜勤（午後16：30～翌午前9：30）	4週8休の変形労働制
看護職員	日勤（午前8：30～午後5：30） 特別養護老人ホームの看護師あわせて通常の3名体制で勤務。	4週8休の変形労働制
機能訓練指導	正規の勤務時間帯（午前8：30～午後5：30）常勤で勤務	4週8休
医師（嘱託医）	週1日（火曜日）、午後1：00～3：00まで勤務	
栄養士	正規の勤務時間帯（午前8：30～午後5：30）常勤で勤務	4週8休
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（午前8：30～午後5：30）常勤で勤務	4週8休

8. 施設サービスの概要と利用料（法定代理受領を前提としています。）

(1) 施設サービスの内容

1. 施設サービスの立案	9. 娯楽、レクリエーション
2. 食事	10. 理美容サービス
3. 入浴	11. 行政手続の代行
4. 介護	12. 日用品購入の代行
5. 機能訓練	13. 預かり金管理サービス
6. 生活相談	14. クラブ活動・季節行事・日帰り旅行等
7. 健康管理	15. その他
8. 洗濯	

(2) 利用料

【1】基本料金(介護保険の1割負担分)

区分	金額	1ヶ月の合計(30日)	
基本額 ユニット型介護老人福祉サービス費(Ⅰ)	要介護1 → 652	19,560	
	要介護2 → 720	21,600	
	要介護3 → 793	23,790	
	要介護4 → 862	25,860	
	要介護5 → 929	27,870	
②加算額	初期加算	30 入所・退院後(長期入院)30日に限り加算。	
	外泊時加算(6日/1ヶ月)	246 1日あたりの単位数	
	栄養マネジメント強化加算	11 1日あたりの単位数	
	配置医師緊急時対応加算	650または1300 1回に当たり(早朝夜間、深夜)の単位数	
	看取り介護加算Ⅱ	72	死亡日前45日前～31日前の単位数
		144	死亡日前30日前～4日前の単位数
		780	死亡日前々日～前日の単位数
		1,580	死亡日の単位数
	サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 1日あたりの単位数	
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	100 1ヶ月あたりの単位数	
	看護体制加算(Ⅱ)	13 1日あたりの単位数	
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)	27 1日あたりの単位数	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 1日あたりの単位数	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 1か月あたりの単位数	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		1ヶ月の合計単位×6%
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		1ヶ月の合計単位×2.3%
	ベースアップ等支援加算		1ヶ月の合計単位×1.6%
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 1ヶ月あたりの単位数		
自立支援促進加算	300 1ヶ月あたりの単位数		

* 介護保険の給付額が変更された場合は、変更された額に合わせて利用者の負担額も変更になります。

* 他にも入・退所に関する加算があります。算定可能になりましたら、随時お知らせ致します。

* 施設利用に係る料金等について、ご不明な点がございましたら、事務員迄お尋ね下さい。

【2】居住費及び食費の基準費用額及び負担限度額

	所得に応じた居住費(滞在費)	所得に応じた食費負担額
利用者負担第1段階	820円/日	300/日
利用者負担第2段階	820円/日	390/日
利用者負担第3段階①	1,310円/日	650/日
利用者負担第3段階②	1,310円/日	1,360/日
利用者負担第4段階	2,500円/日	1,650/日

※食費及び居住費については特定入所者介護サービス費及び特定入所者支援サービス費により、所得に応じた負担があります。

この他、退所前後訪問相談援助、退所時相談援助の各加算の取り扱いについては介護保険給付の取扱いに応じた料金が係りますのでご了承下さい。

※介護保険の給付額が変更時場合は、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

【3】介護保険給付外サービス

事務管理手数料	500 円／月
レクリエーション・季節行事・イベント費等	2,000 円／月
洗濯代行費	特別な場合に限ります。(クリーニング店に頼んだ場合等)
教養娯楽費	430 円／月
日用品利用費	100 円／日
理美容サービス費	(4)の表参照

***その他、必要な費用が発生する場合には、事前連絡の上、別途ご請求致します。**

【4】美容サービス費（美容室よりの直接請求となります）

	カットコースのみ
ショート	2,000 円
セミロング	2,000 円

※ その他、日常生活に必要な物品（ただしオムツを除きます。）につきましては、入所者様の全額自己負担となっておりますのでご了承ください。

※ 医療について

当施設の医師による健康管理や療養指導につきましては介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をして頂くこととなります。

9. 第三者評価の実施状況（有・無）

（実施年月日）

（評価機関）

（評価結果）

10. 苦情等申立窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、下記までお気軽にご相談下さい。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。責任をもって調査、改善させていただきます。

入居者相談担当 生活相談員 松波 佑美 問い合わせ先：0438-60-5566

苦情処理第三者委員 1) 須賀 徹

2) 中山 隆司

《苦情相談》

袖ヶ浦市役所 高齢者支援課：0438-62-3206

千葉県社会福祉協議会・運営適正化委員会：043-246-0294

千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課：043-254-7426

千葉県健康福祉部高齢者福祉課：043-223-2342

1.1. 協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人社団さつき会 袖ヶ浦さつき台病院
院長名	菊池 周一
所在地	千葉県袖ヶ浦市長浦駅前5-21
電話番号	0438-62-1113
診療科	内科、精神科、神経科、神経内科、心療内科、外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、リハビリテーション科、麻酔科
入院設備	319床

1.2. 非常災害時の対策

災害時の対応	別途定める「袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム 消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練	別途定める「袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム 消防計画」にのっとり年3回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー：527箇所、避難階段：特別壁整備階段を設置、自動火災報知器：157個、誘導灯：36箇所、ガス漏れ報知器：厨房1、洗濯室1、防火扉・シャッター：防火扉6、シャッター1、屋内消火栓：6、非常通報装置：1台、非常用電源：自家発電 カーテン布団等は、防災性能のあるものを使用しております。
消防計画等	消防署への届出日 平成26年6月20日 防火管理者 佐伯 秀樹

1.3. 当施設ご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 9時00分～19時30分 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償して頂くことがあります。
喫煙・飲酒	施設内は原則として禁煙・禁酒です。ご協力下さい。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、やみくもに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入居者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
------	---------------------------

私は、本書面に基づいて、乙の職員（職名 生活相談員 氏名 ）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、甲の意思を確認したうえ、上記署名を代行しました。

住 所

氏 名

印

付 則

この重要事項説明書は、令和4年7月1日 一部改正。